

## 公民(基本的人権⑥・新しい人権編)

高度経済成長が進む中で、さまざまな公害が深刻化したため、良好な環境を求める権利(① \_\_\_\_\_ 権)が提唱された。そして、現在では、環境保全のために国や地方などの責務を定めた② \_\_\_\_\_ 法が制定され、また、開発する前に環境への影響を調査する③ \_\_\_\_\_ も義務づけられている。

また、情報を受け取る権利として「④ \_\_\_\_\_」が認められていて、国や地方では⑤ \_\_\_\_\_ 制度が設けられ、人々の請求に応じて行政の保有する情報を開示している。その一方で、個人の私生活に関することからを公開されないという⑥ \_\_\_\_\_ が認められていて、国や民間の情報管理者が個人情報を慎重に管理するように義務づける⑦ \_\_\_\_\_ 制度が設けられている。